

浦教保第 1000 号
令和 4 年 12 月 12 日

市立小中学校の児童生徒の保護者 様

浦安市教育委員会教育総務部
保健体育安全課長

浦安市第 3 子以降学校給食費減免制度の変更について（通知）

市立小中学校の児童生徒の保護者の皆様におかれましては、日頃より本市の学校給食事業にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市では児童及び生徒の教育費にかかる保護者の負担軽減を図るため、第 3 子以降学校給食費減免制度を、下記のとおり変更することとなりましたのでお知らせいたします。

記

<変更事項>

旧制度	新制度（令和 5 年 1 月から）
22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子を 3 人以上扶養している。	子を 3 人以上扶養している。（年齢制限なし）
就学している、または大学進学に向けて予備校または私塾等に在籍している。	就学要件なし

- ※ 1 令和 5 年 1 月より適用となりますので、減免要件に該当される方は 1 月末までに申請してください。（令和 5 年 1 月から 3 月分が減免となります。）
- ※ 2 令和 4 年度において、減免制度を受けている方の新たな申請は必要ありません。（年度が変わりましたら、申請が必要となります。）
- ※ 3 申請書は、学校または保健体育安全課（市役所 7 階）にありますので、お問い合わせください。

問合せ先
浦安市教育委員会
保健体育安全課 給食係
電話 047-712-6780（直通）